

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	森山運輸株式会社(法人番号1430001047368) 代表者森山泰治	北海道千歳市豊里2丁目4番12号		栗山営業所	北海道夕張郡栗山町字阿野呂99-11		R2.7.8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他4件	令和2年6月23日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。 (1) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3) 乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0	
2	有限会社ミヤノ産業(法人番号6430002034096) 代表者宮野重徳	北海道札幌市白石区川下1条7丁目2番15号		本社営業所	北海道札幌市白石区川下1条7丁目2番15号		R2.7.8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項 他1件	令和2年6月25日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0	
3	有限会社ジャパンスズキロードライン(法人番号5430002043404) 代表者鈴木健之	北海道石狩市新港西1丁目777番地10		本社営業所	北海道石狩市新港西1丁目777番地10		R2.7.15	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他10件	令和2年1月28日及び令和2年3月5日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1) 事業計画変更認可義務違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4) 定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5) 点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6) 点呼の記録保存義務違反(安全規則第7条第5項)、(7) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8) 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9) 運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(10) 運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11) 運行管理者の選任(解任)届出義務違反(安全規則第19条)	10	10	

